

平成 23 年 12 月 2 日

関係者各位

水谷建設株式会社  
保全管理人 弁護士 天 野 勝 介

**会社更生手続開始の申立てに関するお知らせ**

水谷建設株式会社（本社：三重県桑名市大字蛸塚新田 328 番地／代表者：水谷正之／以下「当社」といいます。）については、平成 23 年 12 月 1 日、債権者水谷紀夫により大阪地方裁判所に会社更生手続開始の申立てがなされ（平成 23 年（ミ）第 3 号）、同日、同裁判所により、会社更生法に基づく保全管理命令が発令されるとともに、当職が保全管理人に選任されましたので、下記の通りお知らせいたします。今後は、当職において、会社更生手続の開始の申立てにつき決定があるまでの間、当職において、当社の経営陣に代わり、当社の事業の経営及び財産の管理を行うこととなります。

今後、当社は、裁判所の監督の下、金融機関各位、お取引様各位その他関係者の皆様のご支援をいただき通常通り営業を継続しながら、事業の再建に努めてまいり所存です。関係者各位には大変なご迷惑をお掛けすることとなりますが、当社の窮状を何卒ご理解賜り、今後の会社更生手続にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 負債総額

本件は債権者申立のため、保全管理人において、現時点では詳細な金額は把握できていませんが、申立書によれば負債総額は約 353 億円、債権者は約 500 名程度（うち金融機関 16 社）とされています。

2 関係者説明会の開催

関係者の皆様を対象とした説明会を開催させていただきます。説明会の日時・場所が決定しましたら、当社のウェブサイトに掲載させていただきます。

3 保全管理人団

弁護士 天野勝介、 弁護士 滝口広子、 弁護士 児玉実史  
弁護士 敷地健康、 弁護士 荒川雄二郎、 弁護士 中西敏彰  
弁護士 藤田知美、 弁護士 栗山貴行、 弁護士 松岡 潤  
弁護士 酒井康生、 弁護士 橋本道成、 弁護士 藤原 誠  
弁護士 村本 浩、 弁護士 町野 静、 弁護士 若井大輔  
弁護士 谷川 聡、 弁護士 松下 外

大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル

北浜法律事務所・外国法共同事業

お問い合わせ先 TEL 06-6202-1099

以上